

厚生労働省における居住支援等について

令和7年7月22日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度等における居住支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度・労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度
(H27.4~)

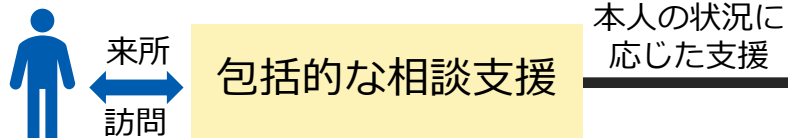
第3のネット

生活保護制度

- ・ 最低生活の保障
- ・ 自立の助長

生活困窮者自立支援制度の体系

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



★ 自立相談支援事業

- 全国906自治体で1,372機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の
確保が必要

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

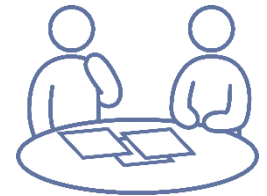
生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

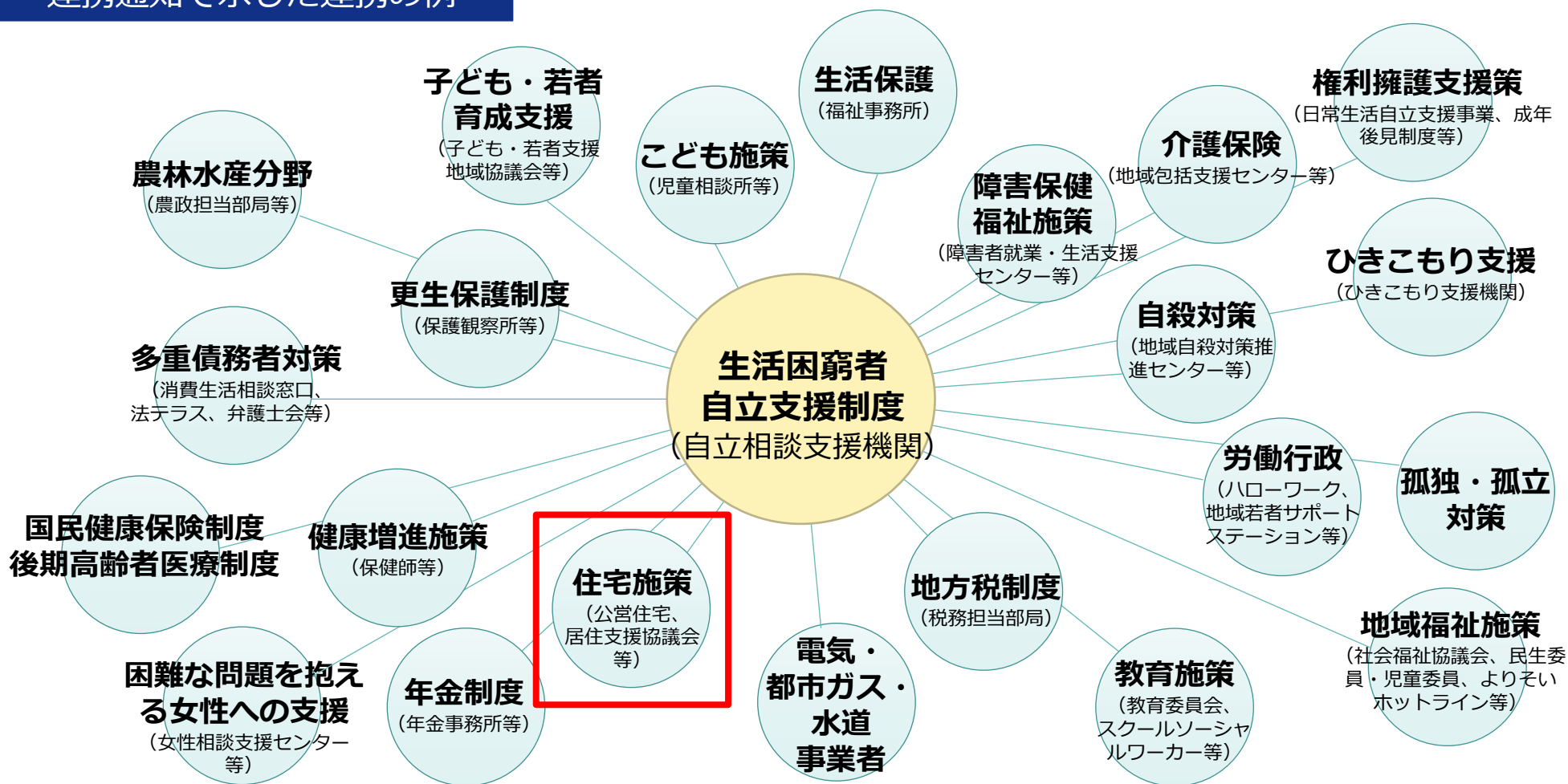
- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、**本人の状態像に応じてきめ細かく支援**することが重要。
また、必要とする方に確実に支援を届けるという**アウトリーチ**の観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知で示した連携の例



（概要）「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」

法に基づく会議体等を活用した連携

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議や支援会議について、住宅部局を構成員にすることは有効。
- 住宅セーフティネット法改正により福祉関係者が居住支援協議会の構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

自立相談支援機関の利用勧奨

- 住宅部局において、公営住宅入居者・入居希望者等で生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

生活困窮者自立支援制度と公営住宅施策の連携

- 家計改善支援事業の実施者と公営住宅担当部局で日ごろから連携し、家計改善支援事業による支援状況も踏まえた対応をお願いしたい。
- 公営住宅をシェルター事業に使用することも可能。空き住戸を活用した自立支援を推進いただきたい。

生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

- 困窮法改正により居住支援法人との連携が努力義務化。
- 自立相談支援事業において居住の課題を抱える生活困窮者に対応する場合は居住支援法人との連携が有効。住まいに関する相談支援を居住支援法人に（再）委託することも可能。
- 地域居住支援事業の実施に当たっても居住支援法人との連携は有効。また、地域におけるネットワークづくりに居住支援協議会を活用することも考えられる。

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算】

- 主に4つの機能を想定

- ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
- ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
- ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
- ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

丸投げではない

後方支援・連携

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

- ・ 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・ 高齢等の理由により、家探しが困難
- ・ 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・ 保証人がいない

入居中

- ・ 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・ 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

退居時

- ・ 残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(見取り図)

<令和6年6月時点>

参考

※ 赤字: 令和6年度に新設・拡充等の変更がある事項

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	社会的養護経験者等	刑務所出所者等
関係者の連携	【改正住宅SN法】居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★						
ハード面の供給	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度(一時生活支援事業)★						
	保護施設★	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム★ 障害者グループホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲		女性自立支援施設● 女性相談支援センター 一時保護所●	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム等)●(※4)	更生保護施設☆
	無料低額宿泊所	サービス付き高齢者向け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設★	社会的養護自立支援 拠点事業●(※4)	自立準備ホーム☆ (保護観察所に登録した NPO法人等の空き室)
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★						
	民間賃貸住宅: セーフティネット登録住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★						
	【改正住宅SN法】民間賃貸住宅: 居住サポート住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★						
連帯保証人・ 緊急連絡先 の確保	居住支援法人: ①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険【改正住宅SN法】						
	家賃債務保証会社: ①家賃債務保証会社の登録☆、②家賃債務保証会社の認定☆【改正住宅SN法】、③家賃債務保証保険【改正住宅SN法】						
	生活保護制度 (住宅扶助費)★			身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★	
生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★【改正生活困窮者自立支援法】、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口(=すまこま。)☆(※1)							
入居支援等 (相談、住宅情報、 契約サポート、 コーディネート等)	【改正住宅SN法】居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)						
	【改正生活困窮者自立支援法】 生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)★ 居住不安定者等居宅生活 移行支援事業★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まい の確保に資する事業) (介護予防・日常生活支 援 総合事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援拠点等 ▲ 障害福祉サービス等 (自立生活援助・地域定 着支援・居宅介護等)▲	ひとり親家庭住宅支援 資金貸付事業● 母子・父子 自立支援 員★ 母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金●	女性支援事業●	社会的養 護自立支 援拠点事 業●(※4) 児童養護施 設退所者等 に対する自 立支援資金 貸付事業●	生活環境の調整☆ 地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター) (高齢者・障害者)● 更生保護施設によるフォロー アップ事業及び訪問支援事業☆
生活支援 の提供	保護施設★ 無料低額宿泊所			ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★		児童自立生活援助 事業●(※4)	緊急的住居確保・自立支援対 策事業☆(自立準備ホーム) 更生緊急保護の実施☆ 刑執行終了者等に対する援助、 更生保護に関する地域援助☆
	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★						

(※1) すまこま。は「入居支援等」について対応。
(※2) 居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施
(※3) ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。
(※4) 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法改正(令和6年4月施行)により拡充

[参考: 改正法の施行日]

- 改正住宅SN法: 令和6年6月5日(公布日)から1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行
- 改正生活困窮者自立支援法: 令和7年4月1日施行

8

自立相談支援事業

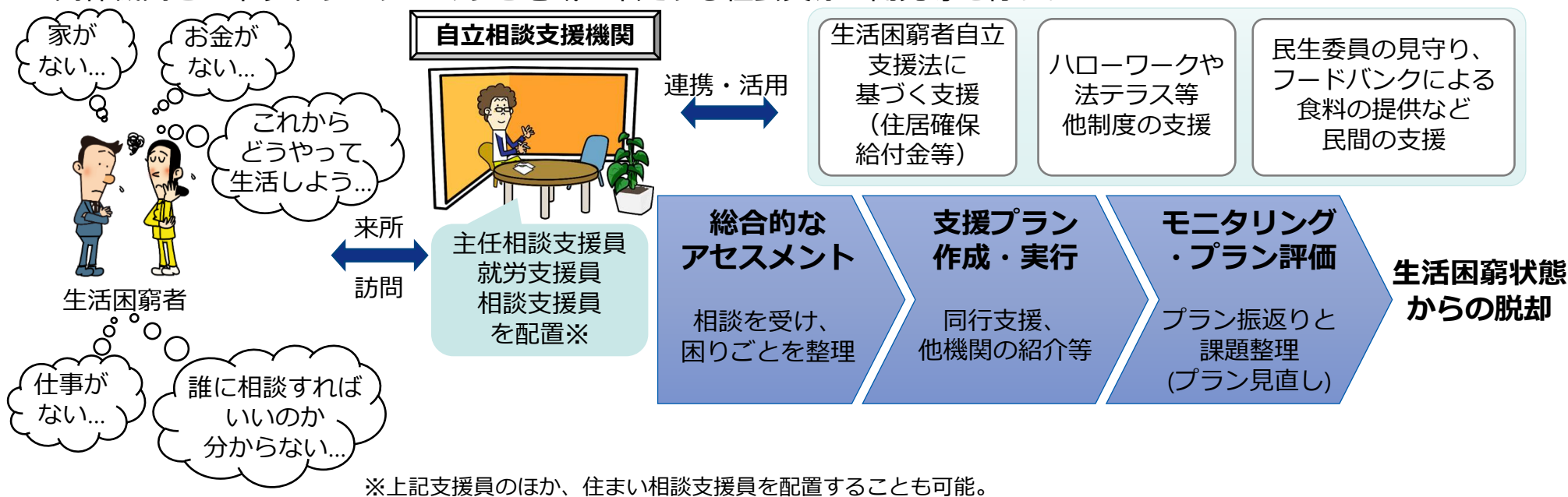
【実績等】・907自治体1,387か所（R5）
・新規相談受付件数293,455件（R5）
・プラン作成件数93,282件（R5）

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

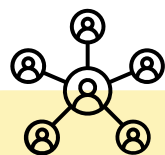
【実績】

- ・シェルター：378自治体(42%)(R6)
- ・地域居住支援:71自治体(R6)

対象者

- ・シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※支援期間は原則1年間。
(対象者の状態に応じて柔軟に延長可能)

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…



路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。



期待される効果

- ・シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住居確保給付金①（就職活動を支えるための家賃補助）

【実績】・新規申請10,306件
・新規決定9,478件
・支給済額22.6億円（いずれもR5実績）

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

① 離職・廃業後2年以内（※）の者

（※当該期間に疾病等やむをえない事情により求職活動が困難な場合は最長4年以内）

② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

＜支給要件＞

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）
＋家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。

②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



ハローワーク



支援の概要

＜**支給額**＞ 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

＜**支給期間**＞ 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

住居確保給付金②（家計改善のための転居費用補助）

対象者

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減（※）する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たすもの

例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等も含む

<支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること



支援の概要

<支給額> 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）、転居先への家財の運搬費用

期待される効果

- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる。

被保護者地域居住支援事業（生活保護法第55条の10第4号）

○ 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、定期的な戸別訪問による必要な情報の提供及び助言等現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う事業

・実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村（外部委託可能）

基本的事項（目的）

本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。

対象者

支援が必要と福祉事務所が認めた者（本人同意が必要）

支援期間

一年間（福祉事務所判断で延長可）

職員配置

居住支援員を配置（兼務可）

日常生活上の相談支援業務又は不動産関連業務従事経験者など、事業を適切に実施出来る者

事業（支援）内容

- ・以下の①～④の事業（支援）を実施（③、④は任意）
- ・支援に当たってはケースワーカーと連携することとし、支援内容は個々の被保護者に係る「援助方針」を踏まえたものとする

①入居等に当たっての支援

入居・転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報提供、契約手続き支援 など

②居住を安定して継続するための支援

定期的な戸別訪問等による見守り、生活支援

訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う

③地域社会との交流支援

④その他居住安定のために必要な支援

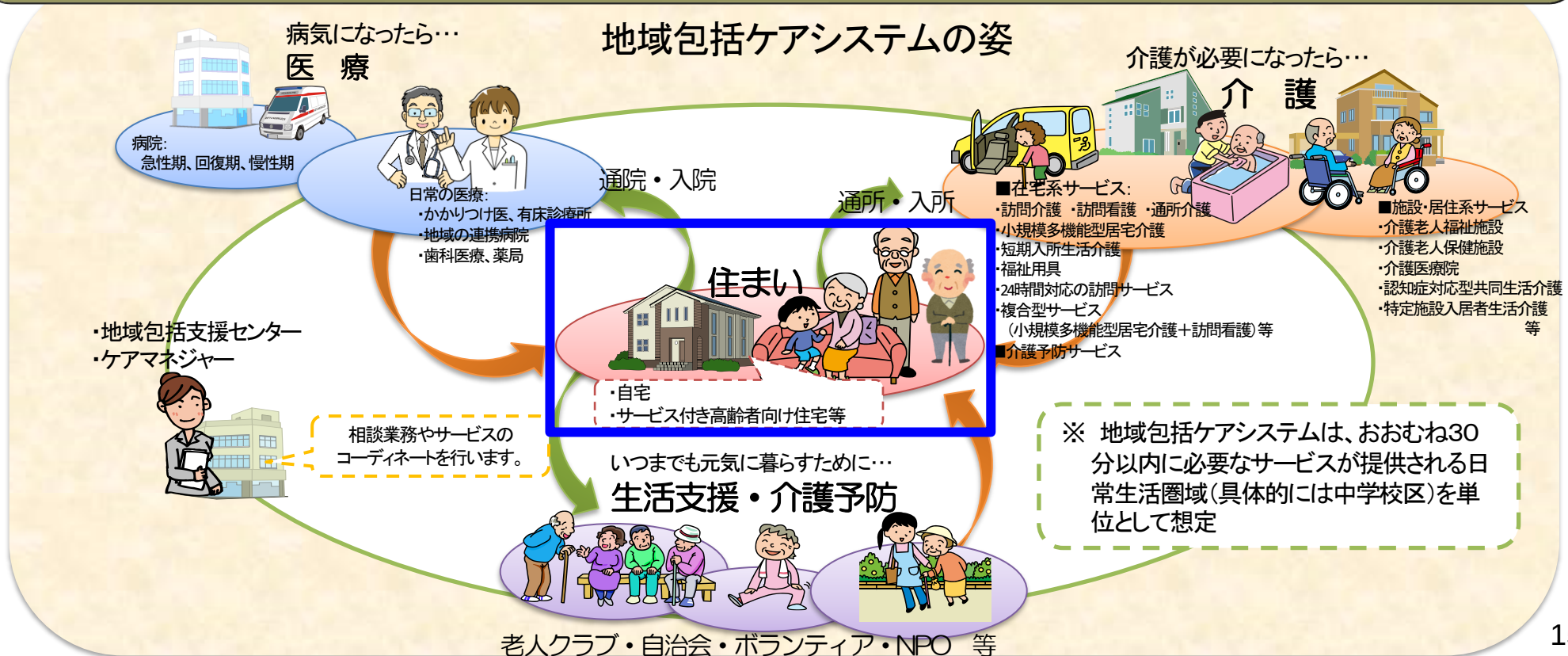
その他

- ・適切な法人に外部委託可
- ・居住支援協議会が設置されている場合は当該協議会に参加
- ・著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な環境や不必要なサービスを強要しているなど不適切な事案を把握した際には、福祉事務所と連携して対応

その他の福祉施策における主な居住支援

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

（1）総合的・包括的な「住まい支援」の実施

ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・住宅情報の提供、入居相談の実施
- ・必要な支援のコーディネートの実施
- ・入居後の見守り等生活支援の実施 等

イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

- ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
- ・居住支援協議会の運営 等

ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

（2）生活援助員の派遣事業

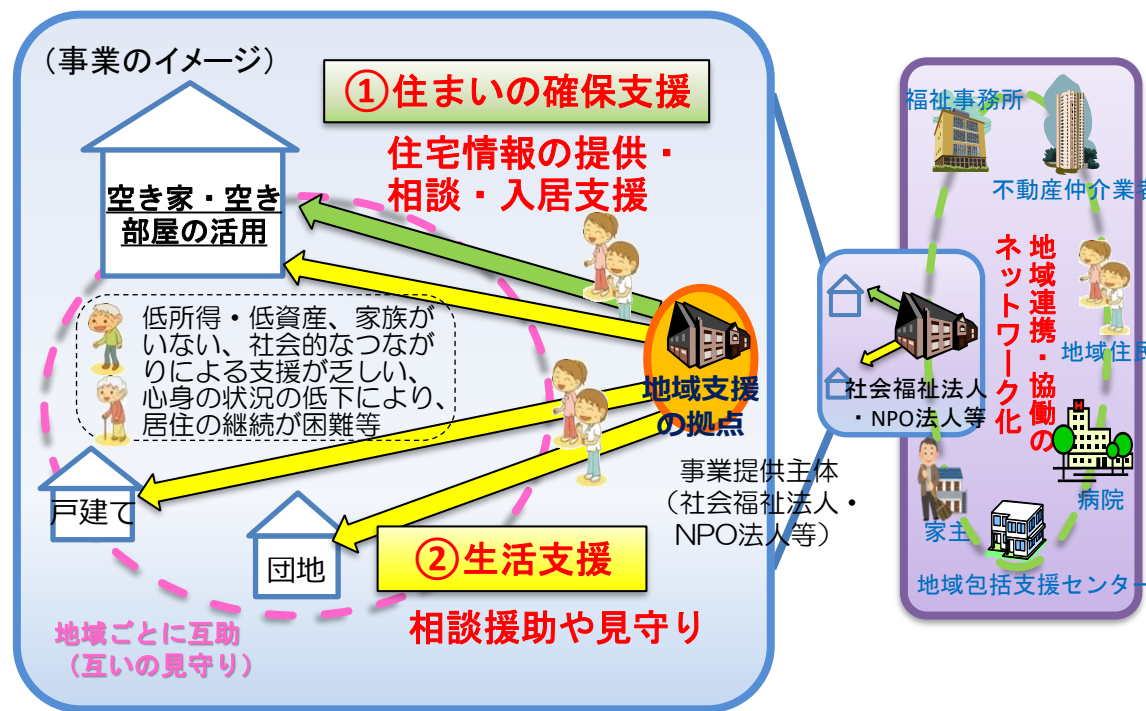
高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。

対象者

高齢者

実施主体

市町村※居住支援法人など、事業運営が適切に実施できる団体に委託可



事例：地域支援事業「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の取組（福島県白河市）

- 白河市では、地域支援事業交付金（「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」）を活用し、令和5年4月から「白河市高齢者住まい生活支援事業」を実施。
- 介護保険外サービスを得意とする一般社団法人に委託をし、高齢者の円滑な入居支援、住宅の情報提供、不動産関係団体との連携等に取り組んでいる。

1. 事業立ち上げの経緯

- ・高齢者の住まいに関する問題※が生じ、対応が、ケアマネージャー等に委ねられていた。

※身寄りが無い（緊急連絡先がないこと）で施設入所や公営住宅、民間アパートへの住み替えができない、ゴミ屋敷問題、自宅で介護サービスを利用しようとしてもベッドを置く場所がない 等

- ・一方、住まいの支援は介護保険外であるため、自分たちの仕事外とする介護事業所が多く、利用者によって格差が生じた。
- ・そのため、行政が住まい支援体制を構築し、公営住宅、民賃等への住み替え支援が必要となった。

2. 事業予算化までのプロセス

①事業化の検討にあたり、ニーズ把握のため、市内の介護保険事業者へのアンケート調査を実施

②アンケート調査の結果を踏まえ、事業設計書の作成

③県への事業開始に係る協議（地域支援事業を行うにあたり県に要綱の確認等）

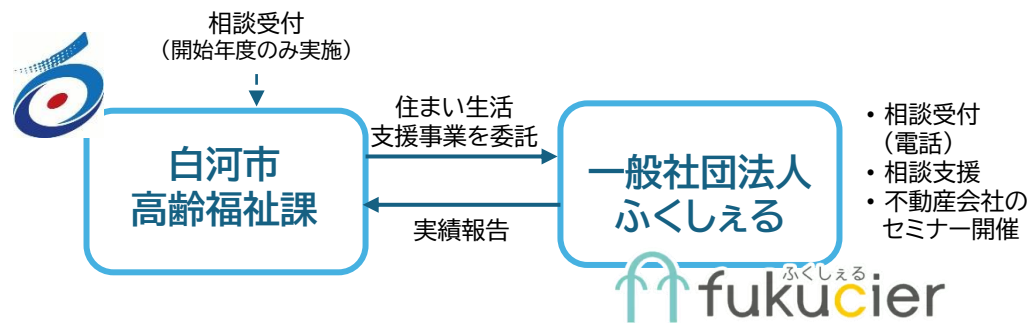
④委託先業者との調整協議



【介護保険事業者へのアンケート調査】

- ・調査対象は居宅介護支援事業所（25件）、地域包括支援センター（4件）
- ・調査内容は
①身寄りのない高齢者の入居支援の専門窓口の必要性
②貴事業所のサービス提供者の内、本事業に該当する案件がどれくらいあるか
- ・調査結果、②の該当案件が50件あることを踏まえ、本事業のニーズがあることを把握

3. 事業実施体制

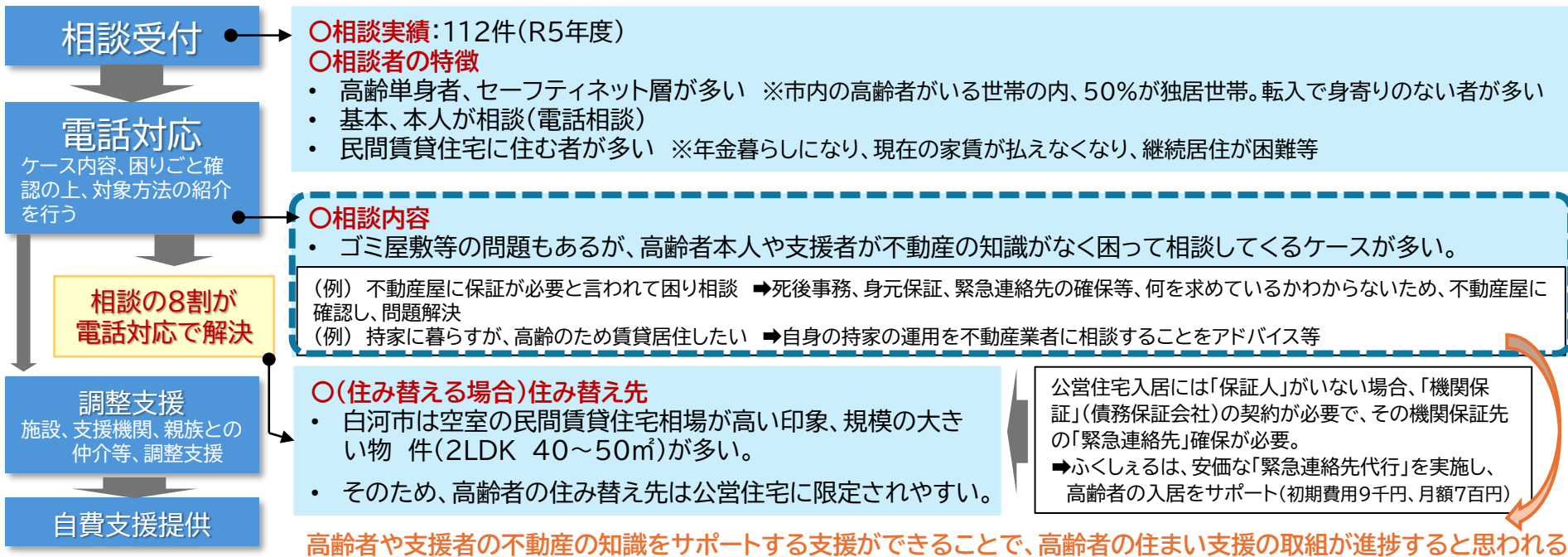


【ふくしえるの概要】

- ・福島県の居住支援法人（2018年～）
- ・事業内容は、介護保険外サービスの提供、身元保証サービス等
- ・スタッフが県全域に190名（登録制）いるため、サービス提供範囲は県全域
- ・（介護福祉士、理学療法士、行政書士、建築士、主婦、行政退職者等）

※白河市は高齢者の賃貸住宅入居に際して身元保証の問題が大きいと認識しており、身元保証サービスを提供するふくしえるとの事業連携するきっかけとなる。

4. 相談対応の流れ・実績



5. 関係主体との連携体制等

●不動産会社との連携

- ・ 不動産会社へのセミナーを開催し、高齢者の住まい支援の手助けを依頼
- ・ 地場の不動産会社は高齢者の住まい支援の制度について十分理解されておらず、気づきの機会となる(不動産会社が管理する賃貸物件も高齢化が進展)
- ・ ゴミ屋敷問題等、これまで不動産会社やケアマネ頼みであったのが行政が関与すること、早めの調整が可能。

●住宅部局との連携

- ・ 今後、住宅部局と連携し、県居住支援協議会を交えて、福祉連携住宅会議を開催。
- ・ 地域の高齢者の住まいの課題の洗い出しを行う予定

●市の介護保険事業計画に「住まい」の位置づけが明記

「白河市 第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)」

- ※「第6章 誰でも安心して暮らし、生涯活躍できるまち」「施策の展開(高齢者の生活支援体制の整備)」の中で、「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「高齢者住まい生活支援事業(入居支援)」が位置付けられている。
- ※また地域包括ケアシステムの定義にも「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み」が明記されている。

6. 今後の課題

- 高齢者の住み替え支援で、債務保証会社が別途保証人を立てることを望むケースが多い。独居高齢者にとって保証人確保は問題。
- 高齢者の住み替え先として公営住宅しか選択肢がなく、民間賃貸住宅の活用に至っておらず課題。
- 高齢者の住み替えは、住み替え後の身体弱化する高齢者への見守り等ができる仕組みの構築が課題。

令和7年度当初予算案 25百万円 (20百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

2. 事業実施に向けた伴走支援

3. 全国展開に向けた取組

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
 ＊居住支援協議会未設置 (R6年9月末現在)
 ・政令指定都市：7市
 ・中核市：48市

②集合形式の研修会を開催

- ＊高齢者の住まい確保に関する現状と課題
- ＊活用可能な最新の制度・施策説明
- ＊取組のポイントの解説
- ＊グループワーク



③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。

→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

○ 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

・実態把握

大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等

・庁内外の関係者調整、ネットワーク構築

庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制

・住まい支援の具体的な事業化を検討

住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

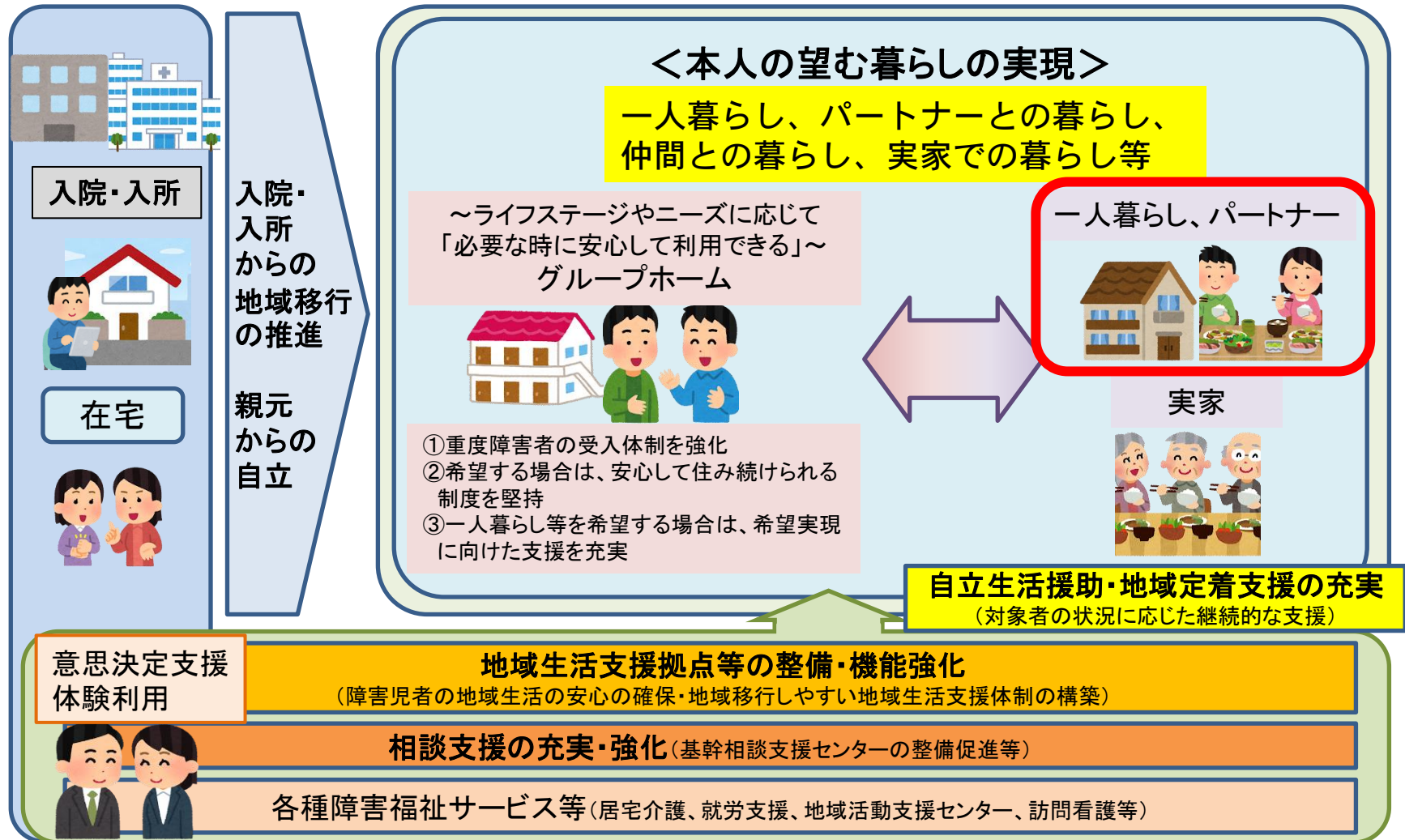
- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

令和6年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
東京都国立市	福祉部局	- 市の公営住宅がなく住宅担当部署もないため、福祉部門で住宅相談に対応している。宅建協会と協定を結んでいるが、連携がうまく取れていない。また庁内においても、課題共有のみで連携は進んでおらず、業務の棲み分けが整理できていない。 - 居住支援協議会を立ち上げ、相談から契約、死後事務委任契約も含めた効果的な支援をしたい。またセーフティーネット住宅や支援付き住宅、他自治体の事例含め、情報が欲しい。
大阪府八尾市	府 市:福祉・住宅部局、社会福祉協議会、居住支援法人八尾隣保館、	- 住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する複合的な課題を抱えたケースが増加しており、居住支援法人と連携しながら対応している。その中で本人の意向に沿う物件がない、途中で支援中断になるなど、ケースの約半数は解決に至っていない。 - 不動産に関係する人(不動産仲介業者、大家等)の理解が得られにくい。居住支援法人と不動産仲介業者等がつながる機会がなく、居住支援法人は不動産仲介業者に1件ずつ掛け合い、理解を求めている状態である。 - 協議会設立により、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係団体が有機的に連携できる居住支援体制を整えたい。行政が後ろ盾になっている体制を整備することで、不動産事業者・大家からの居住支援事業への理解を得られるようにしたい。
安来市社会福祉協議会 (居住支援法人) 〔継続〕	社会福祉協議会 市:福祉部局	- 身寄りがなく、親族と疎遠の単身高齢者の住居確保は保証人・死後対応・地域関係等の懸念から困難である。その中でも、家事のできない男性では、ゴミ屋敷化、地域からの孤立が起こりやすい。特に、山間地域で住居も老朽化した高齢者の場合、地域での生活維持も困難になり、施設入所や市街地への住替えを希望する方が増えている。 - 協議会を設立し、行政、社協、不動産等各団体が協働できる体制を構築したい。また、空き家の利活用の検討、「終活事業」の創設に向けた取組を進めたい。
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	- 令和6年度発足した居住支援法人と不動産業界との関係構築を図りたいが不十分である。居住支援法人としての活動は開始したばかりであり、福祉部局とともに相談対応や入居中支援を行っているが、手探り状態である。 - 今年度は、居住支援協議会設立・組織化し、支援のスキーム構築と、各関係機関との関係性づくりを目指したい。他自治体がどのように支援・連携しているかを知り、自分事として考えられるよう、研修会、勉強会を実施したい。
大分県日出町 大分県 〔令和3年度採択団体〕	市:福祉部局 県:住宅部局 社会福祉法人	- 暘谷福祉会と日出町の合同事務局で令和6年3月に居住支援協議会を設立。不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人、大学、市関係各課、県等が構成員として参画したが、相談事例はない。関係部局や民間団体との連携を強化し、相談窓口の設置、協議会周知に努めたい。 - 高齢による身体や認知機能の低下等により、利便性のよい地域への住み替えを行う際、保証人や身元引受人の不在、持ち家がある等の理由で住み替えが進みにくい。孤立・孤独化しない住まい(居場所)と暮らしの確保・継続につなげたい。 - 重層的支援体制整備事業(令和4年度～)に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。 - 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など庁内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。

障害者の地域生活支援施策の充実

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**

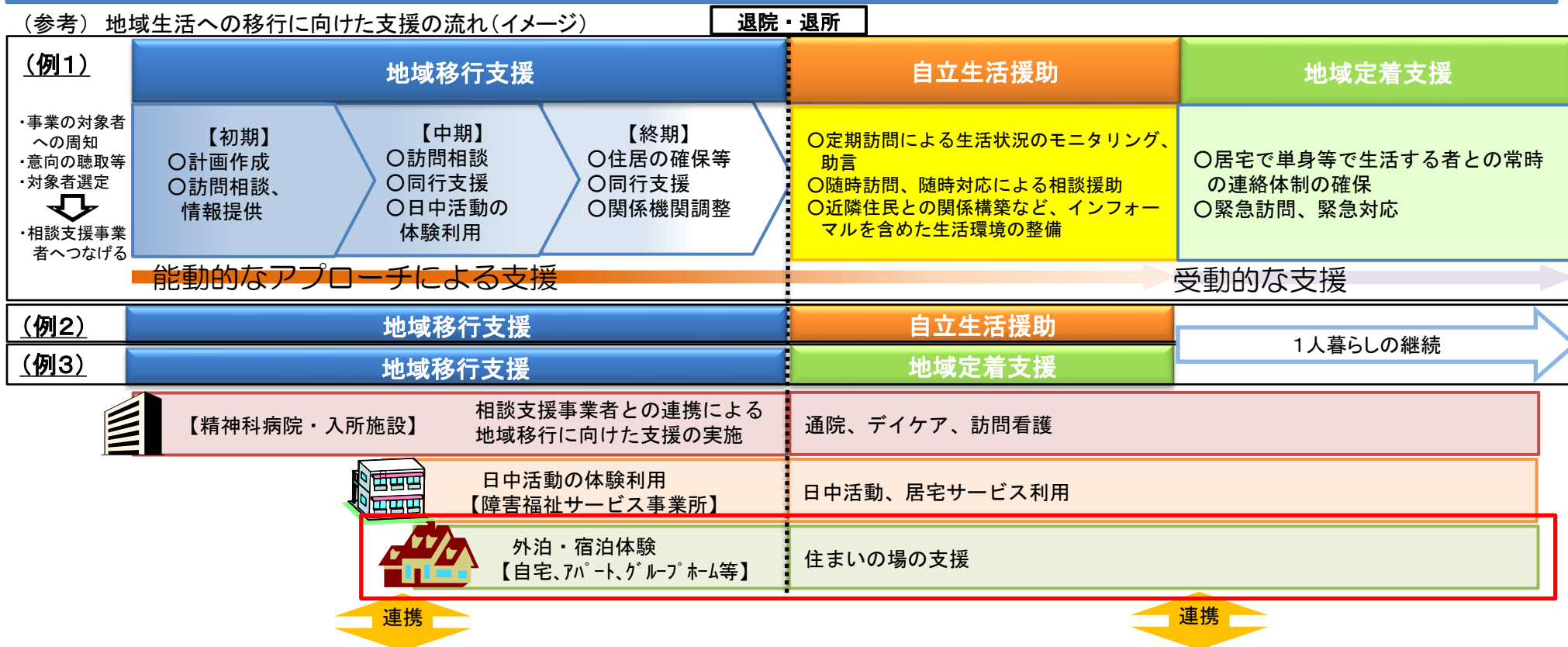


障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



自立支援協議会によるネットワーク化

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（２）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

ご清聴ありがとうございました